

工事請負契約書(案)

工事名 静岡大学(城北)情報学部2号館等照明設備改修工事

請負代金額 金 円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人静岡大学 契約担当役 財務施設部長 近藤裕史と受注者との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

- 第1条 受注者は、別冊の図面及び特記仕様書に基づいて、工事を完成するものとする。
- 第2条 工事は、静岡県浜松市中央区城北三丁目5番1号 静岡大学城北団地構内において施工する。
- 第3条 着工時期は、令和5年 月 日とする。
- 第4条 完成期限は、令和6年9月30日とする。
- 第5条 工事を施工しない日は、原則、特記仕様書の施工条件に記した日時とする。なお、実施工工程表提出時に、土曜・日曜・祝日、及び受注者の夏季休暇・年末年始休暇等について、発注者、受注者間で協議する。また、工事を施工しない時間帯は、原則、午後6時から午前6時までとする。なお、実施工工程表提出時に、他律的な要因により配慮が必要な場合においては、発注者、受注者間で協議する。
- 第6条 契約保証金は、 円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 第7条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について、組立保険契約を締結するものとする。
- 第8条 請負代金(前払金及び中間前払金を含む)は、受注者からの適法な請求に基づき3回以内に支払うものとする。
- 第9条 請負代金は、金 円を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から60日以内にするものとする。
- 第10条 請負代金は、金 円を中間前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日から60日以内にするものとする。
- 第11条 請負代金の請求書(前払金及び中間前払金を含む)は、静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。
- 第12条 完成通知書は静岡大学財務施設部施設課に送付するものとする。

- 第13条 別記の工事請負契約基準第37を次のとおり読み替えるものとする。
- 第37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。
- 第14条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人静岡大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所とする。
- 第15条 この契約について的一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。
- 第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者

静岡市駿河区大谷836
国立大学法人静岡大学
契約担当役
財務施設部長 近藤 裕史

受注者